

現 場 説 明 書

1. 工 事 番 号 令和 8 年度 単 独 第 1 号
2. 工 事 名 川越町内マンホール蓋改築工事
3. 工 事 場 所 三重県三重郡川越町大字 一 地内
4. 規 模 設計図書による
5. 工 事 概 要 マンホール蓋改築 9 箇所
6. 工 期 契約の日より令和 9 年 2 月 2 6 日

7. 工程表等の提出

受注者となられた方は、契約締結後所定の時期に次の書類を監督員に提出すること。

- ①着 工 届
- ②監理技術者（又は主任技術者）及び現場代理人等通知書
- ③工 程 表
- ④上記以外、監督員の指示する書類

8. 設計図書に関する質問

期 間 : 入札公告に記載のとおり

提 出 場 所 : 川越町役場 上下水道課

※質疑のある場合のみ提出すること。また、質疑書は、A4 版サイズで社名を記名の上、郵送・電子メール・FAX・窓口持参のいずれかにて提出すること。（窓口持参以外の方法にて提出の場合は、電話にて到達確認を行うこと。）
（様式自由）

9. 設計図書の優先順位

- ①現場説明書及び質疑回答書
- ②特記仕様書
- ③設計図面
- ④共通仕様書

1 0 . 設計図書について

入札公告に記載のとおり

11. そ の 他

- ①入札時に、積算根拠資料である設計総括表（以下、「資料」という。）を提出すること。
- ②資料の空きスペースに、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入し、押印（入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届により届出したものを使用）をすること。
- ③資料に積算金額を記入すること。
- ④資料は当町が発行する金抜設計書を使用し提出すること。
- ⑤金抜設計書中の数量は、参考資料であるので、各社の責任において積算すること。
- ⑥当積算において、各経費は円単位まで計上した後、一般管理費にて工事価格が千円止となるよう端数処理をしている。
- ⑦工事による近隣の苦情については、受注者の責任において解決すること。
- ⑧道路、公共物、私有物等に汚損、破損を生じた場合は、速やかに修復すること。
- ⑨工事車両等の進入路は、現状復旧すること。
- ⑩仕様明記のない使用材料については、監督員が決定するものとする。
- ⑪発生材、残材等は「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「三重県建設副産物処理基準」等関係法令に適合させること。
- ⑫発生材、残材等は業者の責任にて、法的許可業者又は法人への指定地処分とすること。また、マニフェストを提示すること。
- ⑬仮設物設置、既存物改修、樹木の移設等について、当局及び関係機関と十分打合せすること。
- ⑭土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）対象工事につき、川越町週休 2 日制工事行要領〔令和 8 年 8 月（改定）〕に基づき施工してください。なお、土日完全週休 2 日制に関する経費補正は行わないものとする。
- ⑮最低制限価格の設定については、ホームページに掲載の「建設工事（水道工事を含む）に係る最低制限価格の運用について」（最新版）に基づく。
- ⑯建設リサイクル法対象工事を請け負うに当り、落札者は工事請負契約の締結までに、発注者に対し、分別解体等の計画等について、書面を交付して説明することが建設リサイクルで義務付けられています。「説明書（様式第 1 号）」及び「分別解体等の計画等（別表 1 ～ 3 ）」、「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」の提出、確認が必要となりますので、発注課に問い合わせください。

【問い合わせ先】

川越町役場 上下水道課

TEL 059-366-7118

FAX 059-364-2568

Mail k-gesui@town.kawagoe.mie.jp